

問合せ先	
国土交通省	代表 03-5253-8111
総合政策局海洋政策課	海洋渉外調査官 齋藤（5. 関係） 内線 24376 直通 03-5253-8266
海事局海洋・環境政策課	環境政策推進官 北林（1. 及び5. 関係） 専門官 深石（2. 及び3. 関係） 内線 43922、43923 直通 03-5253-8636
海上保安庁	代表 03-3591-6361
警備救難部環境防災課	国際海洋汚染対策官 辰巳屋（4. 関係） 内線 3903

平成27年1月26日  
 国土交通省 総合政策局 海洋政策課  
 海事局 海洋・環境政策課  
 海上保安庁 警備救難部 環境防災課

## 国際海事機関（IMO）第2回汚染防止・対応小委員会（PPR2）の審議結果について

### 概要

- ・ 燃料油中の硫黄分濃度規制の代替装置（排ガス洗浄装置）に関するガイドラインについて、排ガスの計測条件に関する日本の改正提案に合意。
- ・ バラスト水のサンプリング・分析方法に関するガイダンスに、我が国で開発された新たな簡易分析手法（Pulse Counting FDA）を追加する改正案に合意。
- ・ 船舶に含まれる有害物質インベントリ作成ガイドライン改正案を最終化。
- ・ 油濁汚染事故発生時における、国際支援に関するガイドライン案を最終化。
- ・ 小委員会として国際海運におけるブラックカーボンの定義を定め、海洋環境保護委員会に勧告することに合意。

1月19日から23日まで、英国ロンドンのIMO本部において、第2回汚染防止・対応小委員会（PPR2）が開催されました。我が国からは国土交通省、環境省、在英日本国大使館、（独）海上技術安全研究所その他関係機関・団体からなる代表団が出席し、我が国意見の反映に努めました。

今次会合における主な審議結果の概要は以下のとおりです。

### 1. マルポール条約附属書 VI に基づく硫黄酸化物（SOx）排出規制に関する指針

#### （1）背景・経緯

船舶のエンジンから排出される硫黄酸化物（SOx）規制に関しては、マルポール条約附属書 VI により、硫黄分濃度基準値を満たす燃料油の使用が義務付けられる一方、代替措置として主管庁によって承認された排ガス処理

装置による対応が認められています。その装置の一つとして排ガス洗浄装置（EGCS）があり、この技術基準及び主管庁による認証方法を定めた「排ガス洗浄装置ガイドライン」（EGCS ガイドライン）が 2009 年に開催された MEPC59 で採択されています。

EGCS ガイドラインでは、燃料油中の硫黄分の濃度の基準値と排ガス中の SOx 量が同等であることを確認する方法として、処理後の排ガス中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）と二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の濃度を計測し、その濃度の比率から換算すること、そのために用いるべき計測機器、計測条件等が定められています。また、排ガス洗浄装置からの排水の酸性度等についても基準が定められています。

## （2）審議結果

今次会合では、以下の内容を反映した EGCS ガイドラインの改正案が合意され、採択のため MEPC68 に送られることとなりました。

- ①我が国提案による湿り状態における CO<sub>2</sub> の計測方法の導入
- ②排ガス洗浄装置からの排水の海水中における酸性度要件適合を検証するための計算方法の導入

## 2. 船舶バラスト水規制管理条約に係るサンプリング・分析方法に関するガイダンス

### （1）背景・経緯

船舶バラスト水規制管理条約第9条において、寄港国検査（PSC）におけるバラスト水サンプリングについて規定されており、2013年5月に開催された MEPC65 において、条約で定められたバラスト水の排出基準値への適合性を確認するためのサンプリング・分析方法についてのガイダンスが合意されました。

### （2）審議結果

今次会合では、近年我が国において開発された新たな簡易分析法（Pulse Counting FDA）をガイダンスに追加することを提案しました。審議の結果、我が国提案のとおり、ガイダンスに Pulse Counting FDA を追加することが合意され、採択のため MEPC68 に送られることとなりました。

## 3. シップリサイクル

### （1）背景・経緯

2009 年 5 月に「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約」（仮称、未発効）が採択され、その後、MEPC においてシップリサイクル条約に付随する 6 つのガイドラインが採択されました。こ

これらのガイドラインのうち「有害物質インベントリ作成ガイドライン」において定められている有害物質インベントリに記載すべき物質に係る閾値及び適用除外について見直しを行うための検討が行われています。

#### (2) 審議結果

今次会合では、アスベストの閾値に関し、我が国の主張に沿う形で、0.1%を閾値とすることを基本とし、1%を閾値として採用する場合には、その旨をインベントリや材料宣誓書に記載すること等について合意され、有害物質インベントリ作成ガイドライン改正案が最終化されました。今後、同改正案は、採択のため MEPC68 に送られることとなりました。

### 4. 油濁事故対策協力 (OPRC) 条約<sup>1</sup>に係るガイダンス

#### (1) 背景・経緯

2014年2月に開催された第1回汚染防止・対応小委員会において、2010年に発生したメキシコ湾原油流出事故及び最近の技術進歩を踏まえた、IMO油分散剤ガイドラインの見直し並びに国際的な支援に関するガイドラインの策定の必要性について合意されました。

#### (2) 審議結果

今次会合では、油濁汚染事故発生時における国際支援実施時に使用される用語等について統一化を図った新しいガイドライン案が最終化され、油処理剤に関するガイドライン改正案については、既存のものについて改正作業を終了しました。今後、これらの案は、採択のため MEPC68 に送られることとなりました。また、油処理剤に関するガイドラインの内、深海底にかかる部分について米国主導で引き続き検討することとなりました。

### 5. 船舶からのブラックカーボンの排出抑制

#### (1) 背景・経緯

2010年3月に開催された第60回海洋環境保護委員会 (MEPC60) において、ノルウェー等より、北極域において、船舶のエンジン等から排出されたブラックカーボン (BC) が氷雪上に沈着し、その融解を促進すると考えられることが指摘されました。

これを受け、国際海運から排出される BC の北極域の環境に与える影響の実態を把握するため、本小委員会において、国際海運における BC の定義、計測方法及び排出抑制方法について検討が行われています。

---

<sup>1</sup> 正式名称：1990年の油汚染に対する準備、対応及び協力に関する国際条約 (International Convention on Oil Pollution Preparedness, Response and Cooperation, 1990)

## (2) 審議結果

今次会合では、国際海運における BC の定義及び計測方法を特定するため、集中的に議論が行われました。

定義に関しては、「炭素を燃焼したときの炎の中のみで形成される炭素状物質であって、強い光吸収性、耐高温性及び不溶性を有し、微小球状炭素粒子の集合体として存在するもの」という定義を MEPC に勧告することが合意されました。

計測方法に関しては、FSN（フィルタースモークナンバー）法を含む複数の候補の中から最も適切な方法を特定するための調査を実施する必要性に合意し、本年 5 月に開催される MEPC68 に報告することとなりました。

以上